

桐生相続相談室

向田会計事務所

2021.11.10



代表社員 税理士 向田靖

いつもお世話になっております。
桐生相続相談室の向田です。

私共の事務所では、相続・贈与に関するお役に立ち情報をメールマガジンにて配信しております。

今月号の内容は、1. 数字で見る相続 2. 資産安心コラム“凍結される銀行口座”
3. 今からできる相続対策 もし認知症になってしまったら？
4. 暮らしとお金の教養講座 相続対策にもなる不動産運用 です。

なおこのメールマガジンはお知り合いの方々にも自由にご紹介いただけます。
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

*このメールマガジンは、当社お客様をはじめ、お問い合わせや名刺交換させて頂いた方に配信しております。
ご不要の場合はお手数ですが、メール下部の「メルマガ登録変更・解除」より解除していただきますよう、お願いいたします。

【桐生相続相談室】
お問い合わせはこちら
<https://www.omakase-souzoku.jp/otoiawase/>

WEBサイトはこちら
<https://www.omakase-souzoku.jp/>

相続税の申告期間は10ヶ月

お早目の手続きが必要です

相続手続き / 相続税申告 / 遺言、家族信託 / 生前贈与、資産運用



初回相談は無料です。
まずはお気軽に
ご相談ください。

 **0120-714-960**
 **0277-45-2160**



貴社の経営をサポートする
税理士法人向田会計

桐生相続相談室(相続診断士協会所属)
〒376-0045群馬県桐生市末広町6-10
<https://www.mukaida-kaikei.co.jp>
税理士法人向田会計事務所

※当メルマガは、お世話になっている方々、名刺交換させていただいた方及びメルマガ配信をご希望いただいた方にお送りさせていただいております。ご不要の場合は、お手数ですが下の【メルマガの解除】から配信停止設定をお願いいたします。

今月の相続・贈与相談センターマガジン



相続・贈与相談センターマガジン：2021年11月号

◆ 数字で見る相続

2019年の
家事審判事件件数
相続放棄は22万5,415件

◆ 資産安心コラム

遺産分割まで凍結される銀行口座。
“払戻し制度”で引き出し可能に

◆ 今からできる相続対策

もし認知症になってしまったら？
相続に備えてしておくべきこと

◆ 暮らしとお金の教養講座

相続対策にもなる不動産運用
どのようなことに注意すべき？

WEBマガジン

税理士法人向田会計

メルマガの解除

〒376-0045 群馬県 桐生市末広町6-10 向田会計MSビル2F
電話番号 0277-45-2160 (代表)
FAX番号 0277-45-2161

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

相続と税金のことがよく分かる！

相続・贈与相談 センターマガジン

11

2021

TOPICS

P2 資産安心コラム

遺産分割まで凍結される
銀行口座。“払戻し制度”で
引き出し可能に

P3 今からできる相続対策

もし認知症になってしまったら？
相続に備えてやっておくべきこと

P4 暮らしとお金の教養講座

相続対策にもなる不動産運用
どのようなことに注意すべき？

数字で見る相続

2019年の 家事審判事件件数 相続放棄は22万5,415件

最高裁判所が発表した『家事審判新受事件の事件別件数(令和元年)【家庭裁判所】』によれば、家事審判新受事件総数90万7,800件のうち相続放棄は22万5,415件で、全体の24.8%を占めました。

『後見等監督処分』や『後見人等の報酬』、『子の氏の変更』など、家事審判事件にはさまざまなものがありますが、そのなかで最も多いのが相続放棄事件です。相続放棄をした人は、その相続に関しては最初から相続人ではなかったことになり、一切の財産を相続することができません。それにもかかわらずここまで件数が多いということは、マイナスの財産となる相続が多かったことがうかがえます。

相続放棄は家庭裁判所での手続きが必要であり、相続人にとっては煩雑な作業です。自分が亡き後に、親族が相続放棄をしなくてもよいように、負の遺産を残さないことが重要です。

遺産分割まで凍結される銀行口座 “払戻し制度”で引き出し可能に

銀行口座の名義人が亡くなり、その口座の預金が遺産分割の対象となった場合、口座が凍結され、遺産分割が終了するまで預金が引き出せなくなります。そうなったときに慌てないためにも、「遺産分割前の払戻し制度」について知っておきましょう。

一定額まで銀行窓口で払戻せる 『遺産分割前の払戻し制度』

銀行口座の名義人が亡くなり、銀行口座が凍結されると、預金の移動が一切できなくなります。たとえ家族であっても現金を下ろすことはおろか、クレジットカードや家賃、光熱費などの引き落としもできません。

遺言書によって預金の受取人が決められており、さらに遺言執行者がいる場合には、凍結を解除する手続きは比較的簡単に行うことができます。しかし、遺言書がなく遺産分割協議を経るときには相続人全員の同意が必要になるため、以前は被相続人の預貯金を遺産分割前に口座から払戻すことはできませんでした。

そこで、銀行口座の凍結によって相続人などが受ける不利益を緩和するため、2019年に『遺産分割前の相続預金の払戻し制度』が施行されました。この制度を利用することで、口座が凍結されても、一定金額の範囲で預金の払戻しを受けられるようになったのです。

遺産分割前の相続預金の払戻し制度の手続きには、家庭裁判所に申立てる方法と、家庭裁判所の判断を経ずに銀行から直接払戻しを受ける方法の二種類があります。生活費や葬儀代などの支払いのために必要な場合には、まず被相続人が取り引きしていた金融機関に問い合わせてみるのがよいでしょう。遺言書がある場合など、制度が利用できないときもあるため、注意が必要です。また、これらの制度により払戻された預金は、後日の遺産分割で払戻しを受けた相続人が取得したものとみなされます。

払戻しの手続きは二種類 その概要と必要書類とは

同一の銀行から直接払戻しが受けられるのは、【相続開始時の預金額×3分の1×当該相続人の法定相続分】または【150万円】のうち、どちらか低い方の金額です。これ以上の金額を払戻したいときには、家庭裁判所に遺産分割の審判または調停の申立てをすることを前提とした、預金払戻しの申立てが必要になります。

それぞれ主な必要書類は、以下の通りです。

【銀行から直接払戻しを受けるとき】

- 被相続人の、生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍謄本等一式
- 相続人全員の戸籍謄本または全部事項証明書
- 預金の払戻しを希望する人の印鑑証明書

【家庭裁判所に申立てて払戻しを受けるとき】

- 家庭裁判所の審判書謄本（審判書上確定表示がない場合は審判確定証明書も必要）
- 預金の払戻しを希望する人の印鑑証明書

取り引きしている金融機関によって必要な書類が変わることもあるため、事前に金融機関に確認しておきましょう。



◆ 今からできる相続対策 ◆

もし認知症になってしまったら？ 相続に備えてやっておくべきこと

相続対策で注意すべきことの1つに、“認知症リスク”があります。認知症になり判断能力が失われると、相続対策に支障が出てしまいます。今回は、認知症になると行っても無効になる行為や、認知症になった場合に備えてやっておきたいことを解説します。

意思能力がないと判断されると 相続対策ができなくなる

内閣府が公表した『平成29年版高齢社会白書』によると、2025年には日本の認知症高齢者は700万人を超え、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になる可能性があると予測されています。認知症は今や、私たちにとって身近な病気となっています。

認知症になると、徐々に判断能力が低下していきます。もし認知症になり、法律上“意思能力がない状態”と判断されると、法律行為を行うことができなくなります。不動産の売買や生命保険の契約、子どもや孫への生前贈与、遺言の作成など、意思能力が必要とされる法律行為は、行ったとしても無効となります。

さらに、詐欺被害などを防止する観点から、銀行口座は凍結され、預金の引き出しや振り込みなどもできなくなる場合があります。家族が代わりに引き出すことも、たとえ本人の介護費用の支払いのためでも不可能です。

なお、意思能力があるかどうかは、医師の診断や介護記録、家族の証言などをもとに、判断されます。遺言に関しては内容にもよります。認知症でも、軽度なら意思能力があると判断されることもあります。いずれにしても、個別の判断となります。



遺言を作成するとともに 意思能力を証明するものを残す

認知症になってしまうと、症状が進行するにしたがって、できることが限られてきます。自分の財産を思い通りに遺したいなら、意思能力があるうちに遺言を残すなどの対策が必要です。

このとき、遺言を作成した時点で意思能力があったことを証明するものを残しておくことも重要です。認知症は発症後、本人も気が付かないうちにゆっくりと進行していくケースがほとんどです。遺言作成時にはごく軽度で意思能力が十分にあったとしても、徐々に症状が重くなり、意思能力がない状態になっていくかもしれません。そうなる後になって、いつまで意思能力がある状態だったのか、まわりの家族も断定できないということが起こり得ます。本人の死後に、遺言に納得のいかない相続人が、「遺言作成時に意思能力がなかったのでは？」などと主張し、それが認められると、せっかくの遺言が無効になってしまいます。

それを防ぐには、遺言を作成すると同時に、病院で認知症検査を受けて結果を保存しておく、自身の普段の様子を日付がわかる形で映像に残しておくなどの対策をとっておくことです。意思能力があることを客観的に証明できるものを残しましょう。公正証書遺言の場合は、公証人が意思能力の有無を確認するため、遺言が有効だと判断されやすいですが、それでも証拠があるほうが安心です。

認知症を他人事と捉えず、もしものときに備えて早めの相続対策を心がけましょう。

◆暮らしとお金の教養講座◆

相続対策にもなる不動産運用 どのようなことに注意すべき？

将来起きる相続のときに相続税をできるだけ低く抑える方法として、不動産運用があります。不動産運用には、なぜ相続税の節税効果が期待されているのでしょうか。また、不動産運用を行う際には、どういった点に注意すればよいのでしょうか。

相続税対策にもなる不動産運用の メリットとデメリット

相続税を計算する際の不動産の評価額は、実勢価格の7割ほどになるといわれているため、預貯金での相続に比べて節税効果が高く、相続対策としてよく利用されています。また、所有している物件を賃貸に出せば、賃貸収入が見込めるというのも大きなメリットです。

一方で、不動産を所有すると、固定資産税や経年劣化による修繕費が必要になるなど、ランニングコストがかかることも頭に入れておかなければなりません。また、賃貸に出した場合、借り手がつかない可能性があることにも注意しましょう。もし不動産をローンで購入した場合、借り手がつかずに収益がなかったとしても、ローンの返済は続けなければなりません。

サブリース契約を利用する際に 注意しておきたいこと

近年では、不動産経営の手法の一つとして「サブリース」を利用する人もいます。サブリースとは、不動産管理会社などがオーナーから物件の全室を借り上げ、それを入居者に貸し出すしくみをいいます。空室の有無に関わらず賃料が支払われることや、管理・運営を管理会社がしてくれるというメリットがある一方、直接入居者に貸し出すよりも回収できる賃料は低くなってしまうというデメリットもあります。

また、サブリース契約でオーナーが不利益を被るケースも問題視されています。2020年12月の法改正によりサブリース業者への規制は厳しくなりましたが、契約を結ぶ際は、条件を吟味することが大切です。

相続・贈与相談センター® が専門家ネットワークで あなたの悩みを解決します。

相続の問題は様々な利害が絡むだけに、複数の専門家が連携を取って解決しなければいけないこともあります。

「相続・贈与相談センター®」では税理士、弁護士、司法書士、不動産鑑定士等、各種専門家がネットワークを組んで、お客様の相続に関わる問題を解決しています。まずはお気軽にご相談ください。

**相続・贈与相談センター®は
全国に支部を展開しています。**

